

# 1

## 策定の背景と目的

### 1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものです。

本市では、様々な取り組みによりまちづくりを進めています。その中で、土地利用の規制・誘導、道路・公園・下水道などの都市施設の整備、および市街地開発事業の計画である都市計画は、ある程度長期的な視点で将来ビジョンやまちづくりの方向性を設定したうえで進めていくことが重要です。また、都市計画によりまちづくりを進めるためには、地域ごとの特性や課題も踏まえたうえで各種の取り組みを実施していく必要があります。本マスタープランでは、そのためのビジョンや方針を示します。

### 1-2 策定の背景

本市では、現行の都市計画マスタープランを、令和4年を目標年次として平成19年に策定しました。

策定以降、全国的な人口減少・少子高齢化の進行、頻発する大規模地震や集中豪雨などの自然災害の発生、情報通信技術の高度化や新型コロナウイルス感染症流行によるライフスタイルの変化など、都市づくりを取り巻く環境や社会情勢は大きく様変わりしています。社会経済情勢への対応策として、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携によるまちづくりを目指す都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度や、自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法による取り組みといった新たな国の制度が創設されています。

今後は、リニア中央新幹線の開業による様々な波及効果の発生や、各種の新技术をあらゆる産業に取り入れ社会的課題を解決する社会の実現といった、社会経済情勢のさらなる変革も予想されています。

本市では、社会経済情勢の変化や国による新たな制度創設を受けて、令和元年7月に立地適正化計画を、令和3年6月に地域強靱化計画を、それぞれ策定・公表しています。また、各分野におけるまちづくりを計画的かつ効率的に実行していくための指針として、本市のまちづくりの最上位計画である第五次総合計画を令和3年6月に策定・公表しています。

これらの上位・関連計画を踏まえながら、関係主体と一体となって社会情勢の変化に対応した持続可能な都市づくりを推進するため、新たな期間の都市計画マスタープランを策定します。

# 2

## 都市計画マスタープランの枠組み

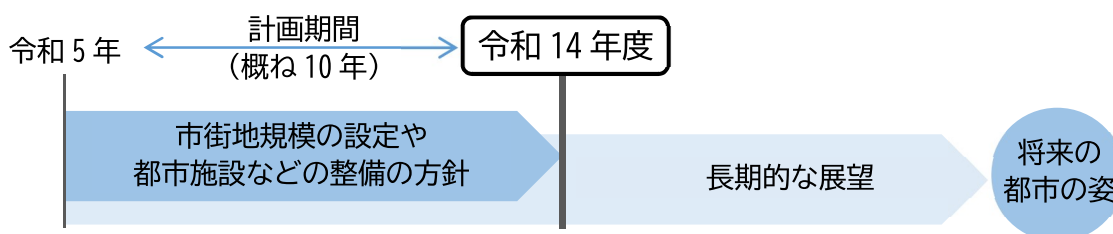
### 2-1 対象区域

対象区域は、都市計画区域である蒲郡市全域とします。

### 2-2 目標年次

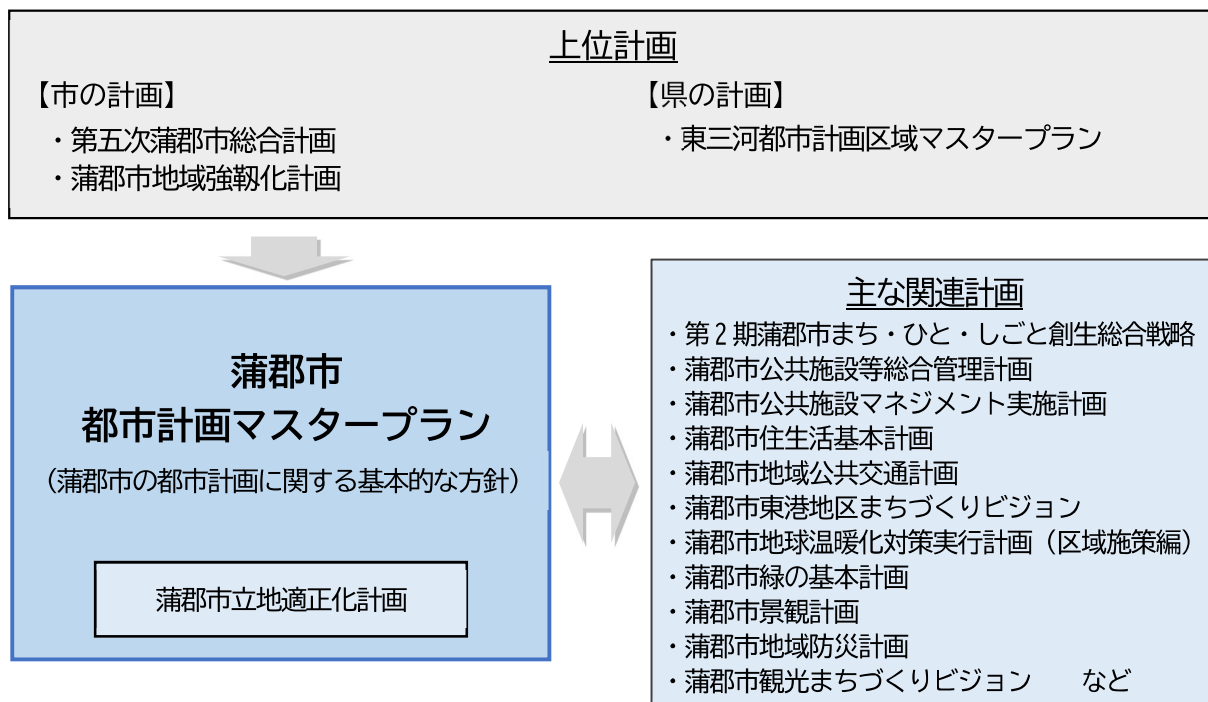
都市計画マスタープランでは、将来の都市の姿を展望したうえで、概ね10年後までに実施する事項の方向性を定めます。

そのため、目標年次を令和14年度に設定します。



### 2-3 位置づけ

都市計画に関する取り組みは、上位計画の内容に即するとともに、関連計画との整合性を図り定めます。



## 2-4 上位計画

第五次蒲郡市総合計画

目標年次：令和12年度（2030年度）

### （1）まちづくり基本理念

【人と自然の共生】

- ・海、山、温泉など地域資源を大切にし、自然との共生による持続可能性を高める

【安全・安心・快適】

- ・快適な環境により、安心安全に住み続けられ、市民全員が居場所と役割を持ち活躍する

【一人ひとりが主役】

- ・市民一人ひとりが夢と希望を持ち、主役となり人が輝く

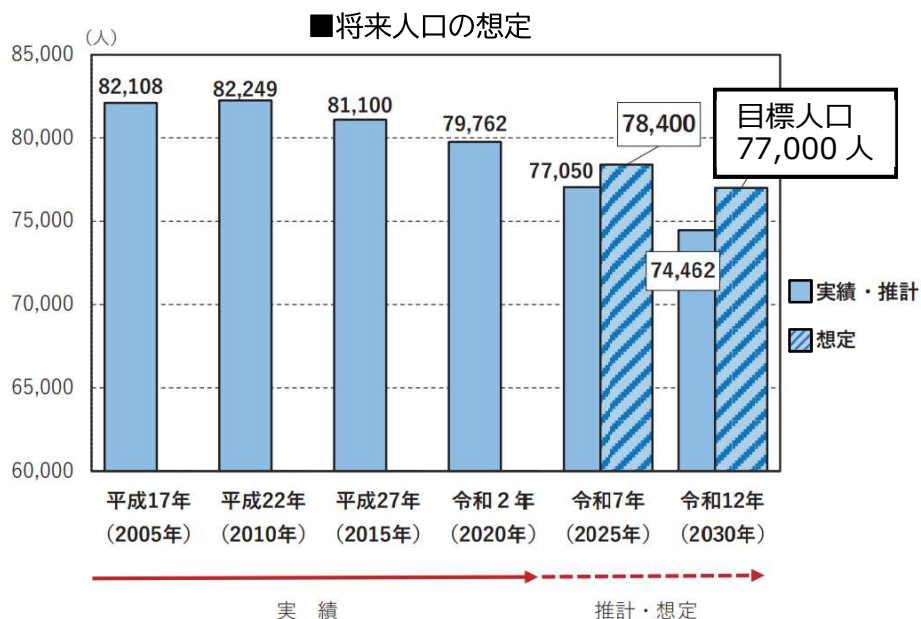
【つながる】

- ・市民・事業者・行政が一体となり、人と人が支えあい、つながりあう

### （2）将来都市像

豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ～ 君が愛する蒲郡 ～

### （3）目標人口



### （4）基本目標

- ① 笑顔つながる幸せに暮らせるまちづくり - 健康・福祉
- ② 人と文化を未来につなぐまちづくり - 教育・文化
- ③ 豊かな自然とともに安心して住み続けられるまちづくり - 安全・安心
- ④ にぎわいと元気あふれるまちづくり - 産業
- ⑤ 人と人がつながり快適な暮らしを支えるまちづくり - 都市基盤整備
- ⑥ 市民とともに歩むまちづくり - 地域・行財政

### （1）蒲郡市の強靱化の基本目標

第五次蒲郡市総合計画では、防災のための施策が目指す本市の将来の姿を、以下のとおり定めています。

- ・行政・地域・事業者それぞれが主体となり、連携しながら防災・減災に取り組む社会となっている。
- ・市民の生命・財産を守るため、災害による被害を最小限にとどめ、速やかに復旧を行う町となっている。

このよう本市を強靱化する将来の姿を実現するため、国が基本計画に位置づけた基本目標も踏まえて、次の4つの基本目標を位置づけます。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、市全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

### （2）地域強靱化と地域活性化の取組との調和

- 地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の活性化に寄与するものです。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりをおこなうことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、行政・事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものです。
- こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めます。

東三河都市計画区域マスタープラン（平成 31 年 3 月改訂）

目標年次：令和 12 年度（2030 年度）

### （1）基本理念

自然や歴史を活かし、多様な産業が育まれ、  
豊かな暮らしを実感できる都市づくり

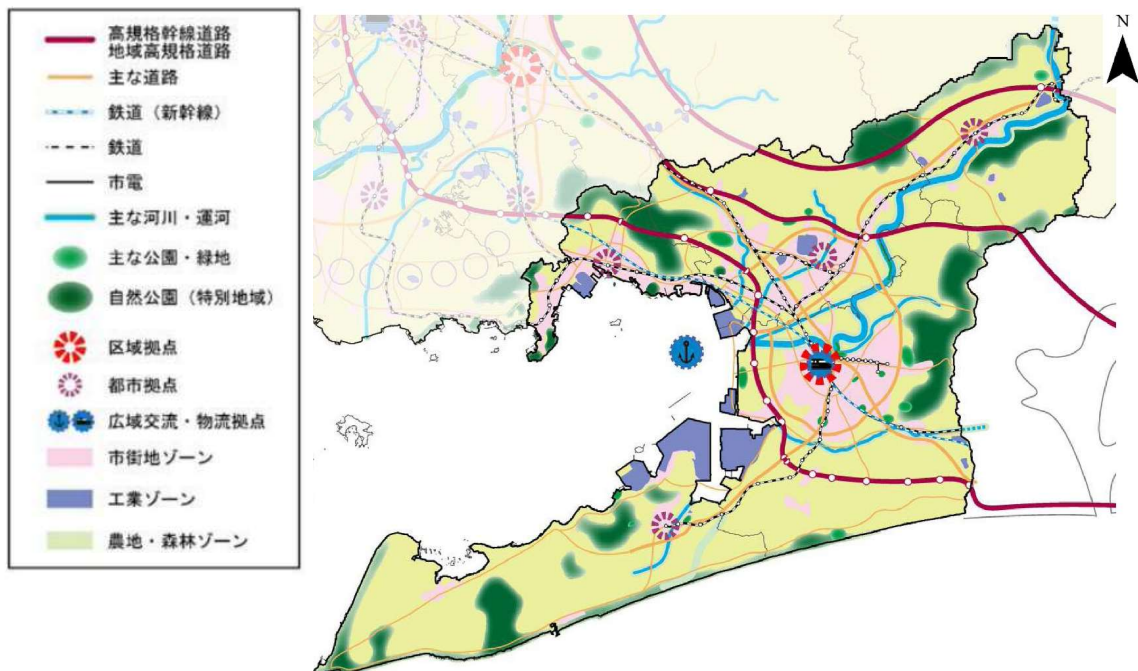
○元気：豊かな自然や歴史を活かし、三河港臨海部を中心に集積した工業、県内で最も盛んな農業、レクリエーション・温泉などの観光資源など、多様な産業が育まれる都市づくりを進めます。

○暮らしやすさ：まちなかから郊外の暮らしに至るまで、都市機能や生活利便性、地域のコミュニティを維持しながら、豊かな暮らしを実感できる都市づくりを進めます。

### （2）都市づくりの目標

- ①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換
- ②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進
- ③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進
- ④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保
- ⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進

### （3）将来都市構造図



### （１）まちづくりの基本理念

住み慣れた蒲郡を時代の変化に対応しながら  
次世代へつなぐまちづくり

- 鉄道駅やその周辺の市街地において魅力的な都市環境を維持及び創出し、緩やかではあるが自ずと都市機能や居住が集まる持続可能なまちづくりを推進します。
- 人口減少・少子高齢化の情勢下でも、様々な都市活動や、多様な地域性のある居住地での生活を支え続けるまちづくりを推進します。

### （２）将来都市像

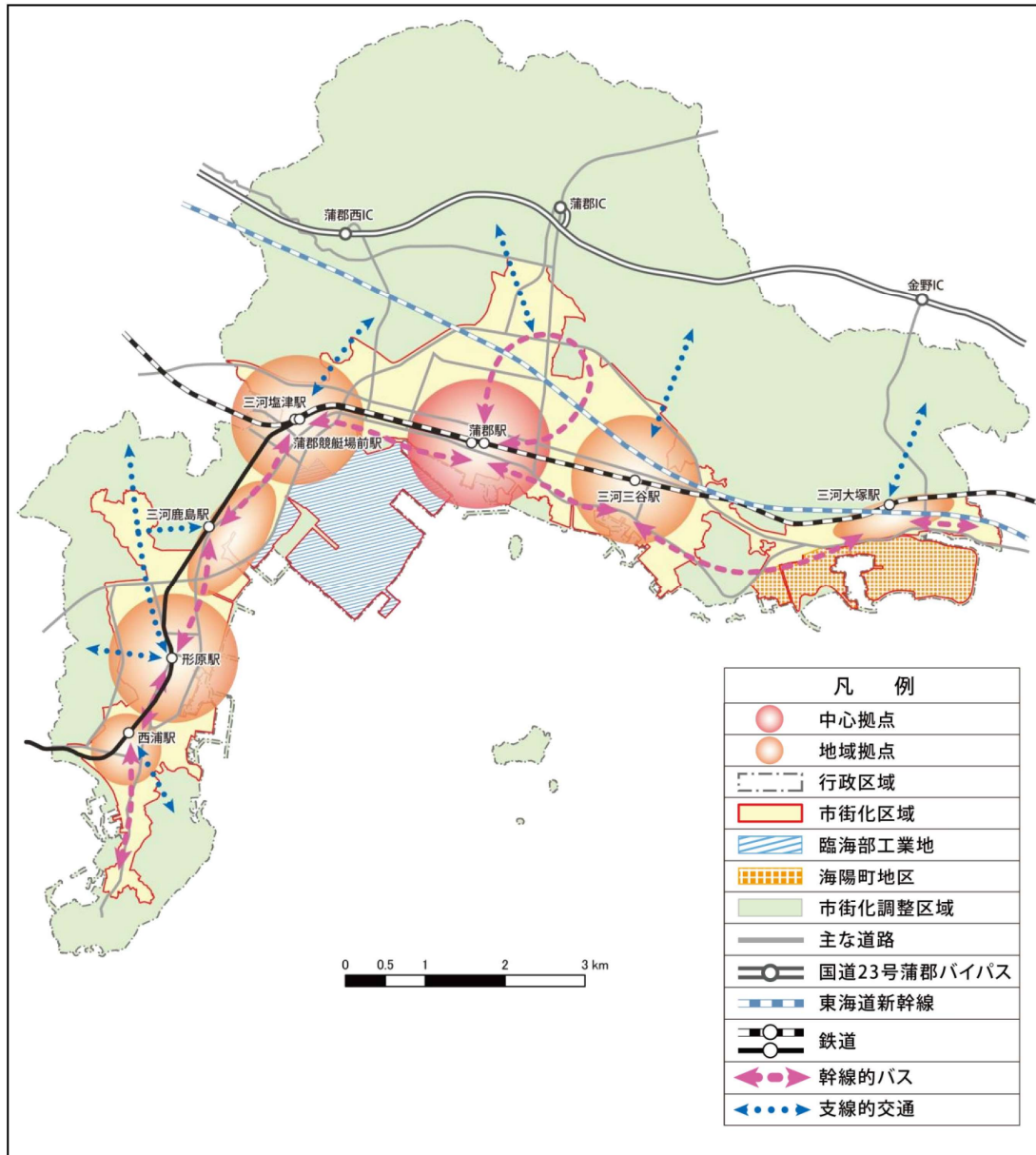
多世代が健康で安心して暮らせるまち

- 次世代を担う子どもたちを安心して育てることができるまち
- 高齢者が可能な限り自立し豊かに生活できるまち
- 若い世代により活気のあるまち

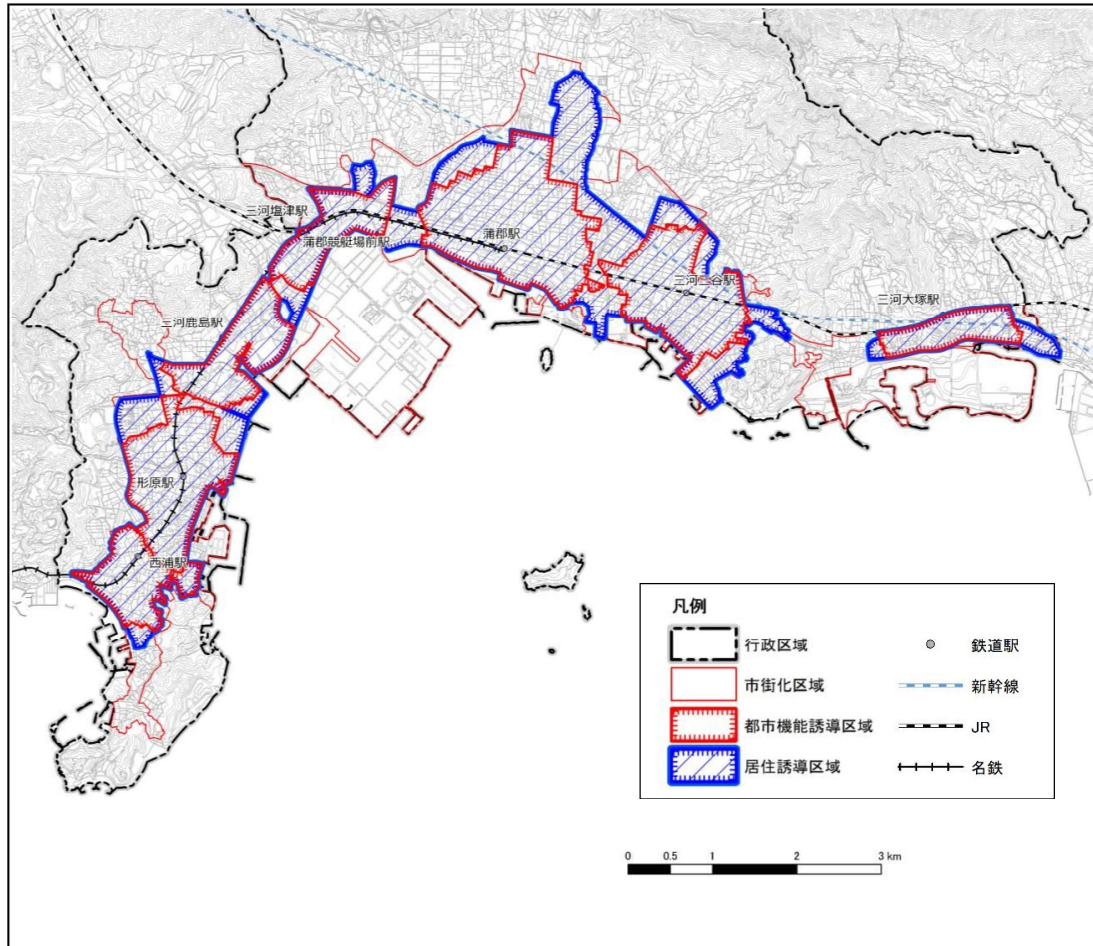
### （３）まちづくりの基本方針

- ① コンパクトなまちを活かした、歩いて便利に生活できる拠点の形成
- ② 多様な主体の連携による持続性の高い公共交通体系の形成
- ③ 安全・快適で、人と人とのふれあいのある居住地の形成

(4) 将来都市構造図



(4) 都市機能誘導区域及び居住誘導区域



居住誘導区域

都市機能施設の維持につながる人口密度の確保

- ・ 居住を誘導する各種施策の検討・推進
- ・ 一定規模以上の開発行為または建築行為を対象とした届出制度の運用による、区域外における住宅開発等の立地動向の把握と立地促進

都市機能誘導区域

誘導施設を踏まえた都市機能施設の誘導

- ・ 既存施策の位置づけ見直し、または新規施策の実施により民間の都市機能を誘導
- ・ 公共施設再編の実施事業と連携
- ・ 民間事業者の動向により、国の支援を活用して、民間による公共サービスの提供などを行う施設立地の検討
- ・ 区域内外における誘導施設を対象とした届出行為の運用による、都市機能の立地動向の把握と立地促進



## 2-5 本市の特徴的な取り組み

### サーキュラーシティ

本市では、令和3年11月30日、「サーキュラーシティ」を目指していくことを表明し、令和4年3月28日に今後の指針となる【ビジョン】と【重点分野】を発表しています。

#### (1) ビジョン

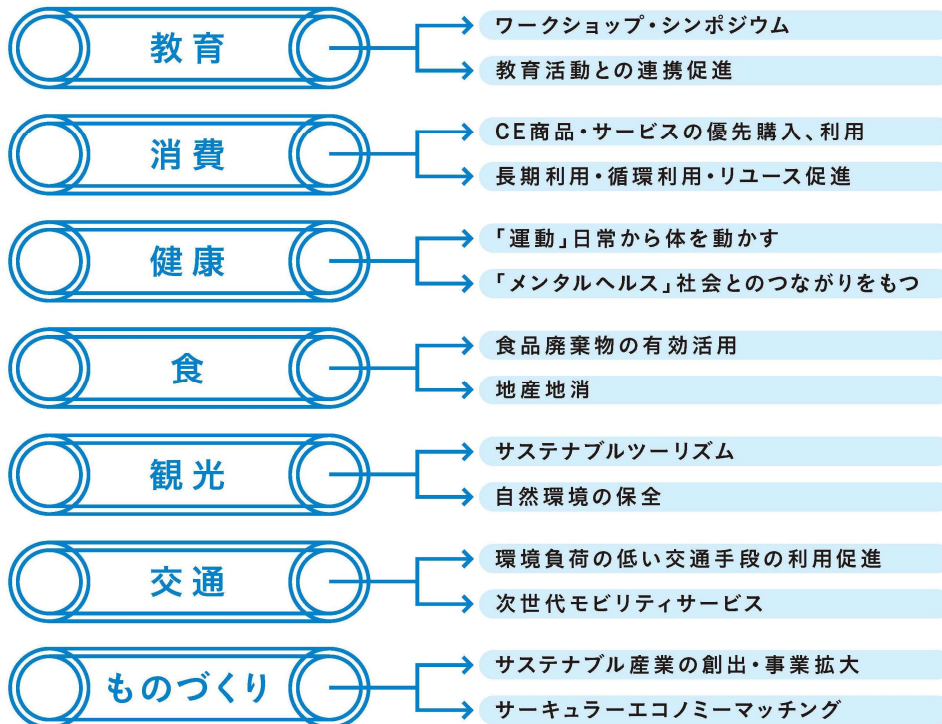
「つながる 交わる 広がる サーキュラーシティ蒲郡」

#### (2) 重点分野

7つの重点分野として「教育」「消費」「健康」「食」「観光」「交通」「ものづくり」と定め、蒲郡市に関わる全ての方々のウェルビーイング向上のため、サーキュラーエコノミー型製品・サービスの優先購入や製品の長期使用の推進、サステナブルな産業創出やサーキュラーエコノミーの事業化に向けた企業マッチング、地産地消などを推進しています。

#### 重点分野

#### 具体的な取組み



ゼロカーボンシティ

目標年次：令和 32 年度（2050 年度）

本市では、令和 3 年 3 月 2 日の市議会 3 月定例会において、令和 32 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

**(1) カーボンニュートラルの推進（令和 3 年度主要・新規事業）**

- 市民や事業者の模範となるように率先して地球温暖化対策に取り組みます。
  - ・省エネルギーの促進
  - ・再生可能エネルギーの導入促進
  - ・次世代自動車の普及促進
  
- 市民や事業者の地球温暖化対策の取り組みを支援します。
  - ・脱炭素型交通手段への転換

**(2) 蒲都市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和 2 年 3 月）**

- 温室効果ガス削減目標  
令和 12 年度の温室効果ガス排出量を基準年度の平成 25 年度比 26%削減
  
- 再生可能エネルギー導入の方向性  
国の地球温暖化対策計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入を目指していることから、本市においても、本市が有する再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量を捉え、再生可能エネルギーの導入が図られるよう推進します。
  
- クリーンエネルギー（革新的なエネルギー高度利用技術）導入の方向性  
再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーの効率的な利用を図るため、次世代自動車や蓄電池等の高度利用技術の普及を推進します。

ウォーカブル推進都市

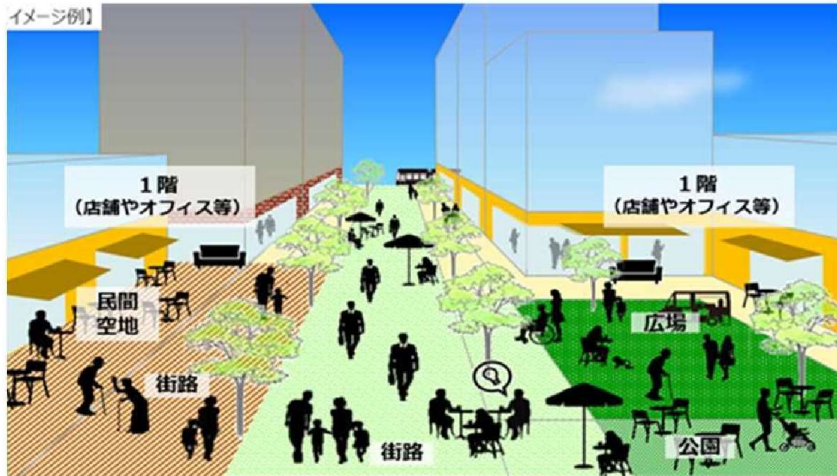
本市では、蒲郡駅周辺、竹島心頭や東港等の埋立地及び竹島周辺を「東港地区」と位置づけて、市民や訪れる人の日常の一部として歩いて過ごしたくなる居心地の良い「海辺のまち」の形成を目指しています。

この方針は、国土交通省が目指す「居心地が良く歩きたくなるまちなか」に即したものであるため、これを推進する「ウォーカブル推進都市」に令和2年5月に加わりました。

■ウォーカブル推進都市とは

ウォーカブル推進都市とは、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、国内外の先進事例などの情報共有や、政策づくりに向けた国と地方とのプラットフォームに参加し、ウォーカブルなまちづくりを共に推進する都市のことです。(国土交通省ホームページより)

**W**alkable 歩きたくなる  
**E**ye level まちに開かれた1階  
**D**iversity 多様な人の多様な用途、使い方  
**O**pen 開かれた空間が心地良い



# 3

## SDGs の推進

### 3-1 SDGs の概要

本市では、平成 31 年 1 月 31 日に発表された「SDGs 日本モデル」宣言に賛同し、本市が国や企業、団体、学術機関、住民などと連携して、地方から SDGs を推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示しています。

#### ■SDGs「Sustainable Development Goals」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 年までの国際目標。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。



### 3-2 都市計画マスタープランと SDGs の関係

蒲郡市 SDGs 推進方針（令和 2 年 2 月）では、蒲郡市第五次総合計画の各分野や施策ごとに、貢献する「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げています。

都市計画マスタープランは、第五次総合計画の「安全で快適な魅力あるまちづくり」や「美しい自然を未来につなぐまちづくり」の各種施策に関連するものです。各種施策では、以下の「持続可能な開発目標（SDGs）」に貢献するものとしています。



都市計画マスタープランのビジョンや方針に基づく施策を推進することで、目標の達成に寄与していきたいと考えています。